

米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律関係省令（2件）
の一部を改正する省令（押印廃止関係）について（概要）

令和2年11月2日
農林水産省
消費者行政・食育課

1 改正の趣旨

本年の「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を受けて、省令の様式で定める押印規定を可能な限り速やかに廃止する措置が必要となった。

これに伴い、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）関係の（イ）米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成21年内閣府・財務省・農林水産省令第1号）及び（ロ）米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成21年財務省・農林水産省令第1号）の一部を改正する。

2 改正の概要

上記（イ）及び（ロ）の別記様式表中の、大臣印及び顔写真への押出スタンプを求める文言を削る。

3 施行期日

公布の日とする。

4 今後のスケジュール（予定）

共管府省庁（（イ）は消費者庁・国税庁、（ロ）は国税庁）審査	11/25
パブリックコメント	11/30
共管府省庁決裁	12/10
公布及び施行	12/28

※ パブリックコメントについては、行政手続法第40条第1項の規定により期間を短縮すると共に、公布と同時期に改正の趣旨を公示するものとする。

5 連絡先

農林水産省 消費・安全局消費者行政・食育課

TEL：03-3502-5724（内線4484）

メールアドレス：yurie_nishiyama880@maff.go.jp

takuma_komabayash780@maff.go.jp

hideki_hashimoto280@maff.go.jp